

近世中期城下町鶴ヶ岡の豪商小野田吉右衛門家

本間 勝喜

はじめに

第二次世界大戦後の近世史研究は、まず農村史の研究を中心に進められたが、その後、特に一九七〇年代以降になって都市史の研究も盛んになってきた。⁽¹⁾ それでも、江戸・大坂・京都という三都の研究が中心であり、城下町商人に関する研究も將軍の御膝元江戸に関する研究が主であって、その他の城下町の研究は少ないと見える。

山形県内で刊行されている市史・町史類において、城下町商人について単なる概説の域を越えて歴史的に論述しているといえるのは『山形市史』⁽²⁾、『新庄市史』⁽³⁾、『米沢市史』⁽⁴⁾があげられるにすぎないとみられる。

庄内の場合、支城亀ヶ崎城が置かれていたとはいえば基本的に湊町だった酒田の商人の研究はともかく、城下町鶴ヶ岡の商人について『鶴ヶ岡市史』⁽⁵⁾の記述は概説の域にとどまっている。個別の商人については風間幸右衛門家の研究はあるが、同家は近世後期になつてからの特権商人であつた。近世前期及び中期の商人、特に御用商人についてはほとんど知られていない。そこで、本稿では、近世中期の元禄～享保年間を中心に城下鶴ヶ岡第一の豪商であつた荒町（現山王町）⁽⁷⁾の小野田吉右衛門家について紹介するものである。ただ、小野田家の文書は一部が残されているものの、商業活動に関する

る史料は皆無があるので、主として御用達として庄内藩に対して行つた「大名貸」の問題を中心に江戸時代の小野田家の盛衰について記したものである。なお、庄内藩の御用達とは主として財政的御用を勤めるものであった。⁽³⁾

一、近世前期の小野田家

江戸時代、鶴岡荒町（鶴岡市山王町）に居住した豪商の小野田吉右衛門家について、幕末・維新期に郷土史を研究した安倍親任は、

一、小野田吉右衛門（荒町住人）先祖ハ最上先方侍也⁽¹⁾：

と記し、同家の先祖は山形・最上家に仕える武士であつたとする。小野田家の子孫にあたる故小野田新吉氏は先祖の出身について何度か記しているが、次の記述がもつともまとまつているとみられる。すなわち、

遠祖小野田源太夫、武藤義氏臣与力役ヲ勤ニ、武藤家亡後最上ニ仕ヘ鶴城与力町ニ居住ス、今ノ大昌寺ノ地居趾ト云ヒ伝フ、子与八郎ト云フ、慶長五年最上長谷堂ニ於テ戦死ニ依リ与八郎弟忠右衛門家系ヲ嗣キ食祿式百五十石ヲ食シ鉄砲頭ヲ勤ム、忠右衛門最上ニ於テ死亡、子与四助嗣トナル、最上家没後浪人シテ六十里越ヨリ庄内ニ入り、鶴城下荒町ニト居ス、郷士タリ、寛永十年改名吉右衛門、子孫十数世ニ及ベリ⁽²⁾

と、もともと庄内・尾浦（鶴岡市大山）の武藤義氏に仕え与力役であつたが、同家の滅亡後、最上家に仕えて鶴岡与力町（山王町）の大昌寺の辺に居住したと伝えられ、子の与八郎は慶長五年（一六〇〇）に上杉家との戦いである長谷堂合戦で戦死したので、弟忠右衛門が家を継ぎ祿二五〇石で鉄砲頭を勤めたが、忠右衛門が最上で死亡したので子の与四助が跡を嗣いだ。しかし、元和八年（一六二二）最上家が改易となつたので、浪人となつた与四助は鶴岡荒町に来住し、

以後商人となつて、寛永十年（一六三三）に吉右衛門と改名したとする。荒町に居住する町人として商売を始めた与四助改め吉右衛門は万治二年（一六五九）七月に死去した。⁽¹²⁾ 小野田家が後年の弘化四年（一八四七）二月に提出した先祖勤書⁽¹³⁾で初代とみなしている吉右衛門は右の与四助改め吉右衛門の繼嗣のことと、万治二年頃に当主となつたものとみられる。

さて、延宝七年（一六七九）三月に荒町吉右衛門の母（六十三歳）が夜中に家から脱け出したうえ内川で水死するという事件があつたが、この時に取られた関係者の口書について、

吉右衛門口書、同五人与口書取、其上南町長右衛門・十日町三郎右衛門・吉右衛門下人男女共ニ四人之口書取⁽¹⁴⁾とあり、傍点の四人には親族とみられる長右衛門・三郎右衛門両人を含めてのことと判断されるので、当時小野田家には男女一人ずつの奉公人がいたものとみられるのであり、ごく普通の商人といつたところで、豪商といつた様子ではなかつたといえよう。

それでも七年半ほど後の貞享三年（一六八六）十月時点での荒町の長人役六名の中に、小野田吉右衛門の名前があり⁽¹⁵⁾ 荒町の有力町人の一人になつていたことが知られる。翌貞享四年秋に庄内藩は初めてと思われるが鶴ヶ岡町人に御用金を課したのであり、その際小野田家は九月に金百両、十一月に二十両程、十二月に二十五両、合わせて約一四五両を上納したが、第一位の金額だつたようである。元禄二年（一六八九）六月の御用金賦課の時にも、小野田家は金五十両で第一位の金額であつた。⁽¹⁶⁾

天和・貞享年間になつて小野田家の商売が繁昌して、元禄初めまでには鶴ヶ岡では代表的な商人の一人となつていたことがうかがえる。

小野田家は何を商う商人であつたのであろうか。伝承では味噌屋であつたといふ。⁽¹⁷⁾ 同じ荒町の豪商真島藤右衛門家には明和七年（一七七〇）六月に小野田家のものを写し取つた「堺醤油造法」という文書が残されていたのであり、やは

り小野田家は主として味噌を造つて販売していたものと思われる。享保五年（一七二〇）十一月の「鶴岡御町酒判御改帳」に、荒町のところに吉右衛門の名前もあるので、造酒屋も営んでいたことが知られる。また後出のように、小野田家は元禄⁽²²⁾～享保年間には多量の御用米を藩に上納しており、その点から米の売買にも関わっていたものと推測される。さらに、近郊の村などにかなりの田地を購入して、田屋（代家）を構えて手作經營をしていたようである。

元禄八年（一六九五）は奥羽地方が大凶作だったので、鶴ヶ岡城下でも飢人が出た。そのため翌九年五月に藩では町人の所有米を調査し、米商が五、六俵ぐらいを所有している分を除き、飯米以外の手持の米を安売させた。荒町の場合、米が合せて二八五俵有り、そのうち五〇俵が飯米で、残る二三五俵が安売に向けられるものであつた。⁽²³⁾ その内、

一、米八拾俵、是ハ手作米ニテ払米ニ仕候、荒町吉右衛門

一、米五拾俵、此米同町吉右衛門より買取申、則吉右衛門藏ニさし置申候、払米ニ仕候、三右衛門

とあり、当時小野田家は村方に田地を所持して手作し、収穫米の一部米八〇俵が手元に残つていて、それを安売すると書いていたし、そのほかに同じ町の三右衛門に売つた米五〇俵も自家の藏に保管してあり、これも安売することになつたとする。米の保有量でも鶴ヶ岡でやはり一、二位であつた。⁽²⁴⁾ おそらく、かなりの田地を所持し、田屋を営んで主に手作していたものと推測される。

二、初代吉右衛門の代の小野田家

弘化四年（一八四七）の小野田家「先祖勸書」では、前述のように与四助改め吉右衛門の後を継いだ子の吉右衛門のこととみられるが、その吉右衛門を初代として取扱つていた。彼について、「先祖勸書」では、

右吉右衛門儀、元禄年中より御用向相勤、追々御用被仰付差上申候

として、初代吉右衛門が行つた元禄十三年（一七〇〇）七月以降の庄内藩への御用米・御用金を記していた。その点は、後年の天保十一年（一八四〇）十一月に三方領知替の一環として庄内藩酒井家に越後・長岡転封を命じられた際に、小野田家が提出した願書⁽²⁴⁾の中で、

：元禄拾三辰年より御用相勤、御扶持方被下置：

と記しており、元禄十三年より庄内藩の御用を勤めたとすることに符合しているようである。直ぐに扶持米も与えられたとする⁽²⁵⁾が、まだ正式の御用達ではなかつたものの、庄内藩の需めに応じて米穀や金子を御用金などとして提供するようになつていたのである。「先祖勤書」には、元禄十年代の米金の提供を次のように書上げていた。

一、金六千両

一、同五千両

一、同五千六百両

一、同三千両

メ金壹万九千六百両

一、米八千表⁽²⁶⁾

一、同四千五拾表余

メ米壹万式千五拾表余

元禄十五午年十月

同十六未年八月

三ヶ年ほどの間に毎回多額の米金を提供したものであつた。殊に元禄十三年には七月に六千両、十二月に五千両と、

合せて一万一千両が提供されていたことが注目される。右の記載の根拠となる借用証文などは現在残されておらず、詳しい事情や約定は不明であるが、いざれも御用金として利子付きで融通されたものと推定される⁽²⁷⁾。

右の米金とは別に、宝永元年（一七〇四）正月に御用金として金六千両を提供した⁽²⁵⁾。この時は鶴ヶ岡が五人で一万三千両、酒田も五人で七千両、両町合せて二万両であつたが、小野田家の金額は断トツであつた（表1を参照）。なお、利子については、

一、貳万両 元金

此利毫万両

元利都合三万両

⁽²⁶⁾

右三万両之金子、当申之暮より五千両ツ、丑之暮迄六年賦ニ御返済⁽²⁶⁾と、元金二万両に対し利子一万両で、合せて三万両を宝永元年暮より五千両ずつ六カ年で返済するという約束であつた。年利率にすれば八分（八パーセント）余となるが、金額大きいので、約定通りに返済されればまずは有利な融通ということになろう。しかも、右の金子を用立てた者たちに対して扶持米を与えた（表1）。小野田家だけが二十人扶持を与えられた。二十人扶持は一年に玄米三十六石ほど支給される。

「先祖勧書」では、その時のことについて、

…宝永元申年正月御用金六千両差上申候、数年御用相達候付、貳拾人御扶

持方被下置、御用達被 仰付…

と、元禄十三年（一七〇〇）からのことであろうが、数年御用を勤めてきたので、今回初めて二十人扶持を与えられ、正式に御用達に任じられたとして

表1 宝永元年の御用金と扶持米

名 前	居住地	金額(両)	扶持米
小野田吉右衛門	荒 一町	6,000	20人扶持
地主長右衛門	五日町	2,000	10人 ノ
芳賀次郎右衛門	一日市町	2,000	10人 ノ
伊藤七右衛門	一日市町	1,500	10人 ノ
伊勢屋与次右衛門	一日市町	1,500	10人 ノ
三丁目弥右衛門	酒 田	1,500	10人 ノ
粕谷三左衛門	酒 田	1,500	10人 ノ
鎧屋惣右衛門	酒 田		10人 ノ
加賀屋与助	酒 田		10人 ノ
上林七郎左衛門	酒 田		10人 ノ
		3人で4,000	

(注)『酒田市史史料篇』(3) P22.23による。

いふとみられる。なお、同時に城下外での帶刀が許されたし、また旅行の際に庄内藩の印符の付いた提灯の使用が許されたうえ、「酒井家々臣」の名目で往来できることになつたとする。正月には門松も与えられた。因に、御用達の支配関係について郡代所の指示では、

：御郡代所ニ而被仰渡候者、其身者御町奉行所御支配、御用達勤方之儀者御郡代所御支配之旨被仰渡候：

と、役目の面では財政を担当する郡代所の支配であつたが、鶴ヶ岡町人としては身分上は鶴岡町奉行所の支配であるといふものであつた。

そして、翌宝永二年（一七〇五）には、在國中の藩主酒井忠真に初めて御目見が許されたとする。もつとも、前年の帰國の際に大宝寺村（鶴岡市大宝寺町）松原まで、御目見のメンバーと共に出迎えに出でていた。⁽²⁸⁾ そして、九月二十七日に御用達たちが饗節を献上した。鶴岡から五人、酒田から五人であつた。⁽²⁹⁾ 当時鶴ヶ岡には御用達が小野田家など五家程度ということであろう。参考までに、宝永五年十月の藩主帰城などの祝儀として「御用聞」（御用達）町人がやはり饗節を献上したが、そのメンバーは小野田吉右衛門（荒町）、芳賀次（郎）右衛門（一日市町）、地主長右衛門（五日町）、伊勢や与左衛門⁽³⁰⁾（一日市町）、伊藤七右衛門（一日市町）、猪俣庄左衛門（三日町）の六人であつた。⁽³¹⁾

宝永三年十二月の「鶴岡惣御町御水帳」の荒町の分に、

一、武軒半役

表口拾五間

吉右衛門⁽³²⁾

裏行二十五間

とあり、当時小野田家は荒町のうちに、町役で二軒半役の大きな屋敷を構えていた。なお、一応有力町人の資格ともいえる一軒役は表口六間、裏行二十五間の広さであつた。小野田家はその後正徳三年（一七一三）五月に分家とみられる吉兵衛という者より二分五厘（表口壹間三尺、裏行二十五間）の屋敷を買い取つてるので、合せて町役で二軒七分五厘の広さとなつたのである。元禄九年（一六九六）の城下絵図には荒町北側のうち中央部からやや下山王社寄りに「吉

右衛門』とある。

宝永四年（一七〇七）十一月に富士山の噴火による被害のため、庄内藩は東海道藤枝（静岡県藤枝市）付近の御普請手伝を命じられたので、大坂などで借金をすると共に、翌春に鶴岡・酒田両町の町人に合せて一万一四〇〇両の御用金を課した。この時も小野田家が金四千両でトップの金額であった⁽³⁴⁾（表2を参照）。因に、井原西鶴『日本永代蔵』（元禄元年刊）で北の国第一の米の買入れ問屋と紹介されていた酒田・鎧屋惣右衛門は金二百両であった。御用金を提供した十八名に対し宝永五年五月に会所で料理が与えられた。小野田吉右衛門の名前もあつた⁽³⁵⁾。

「先祖勸書」には、宝永六年（一七〇九）五月のこととして、

……先祖吉右衛門儀病死仕、跡式式拾人御扶持方無御相違、高祖父吉右衛門江被下置、御用達被 仰付候
とあり、初代とされる吉右衛門が死去したので、繼嗣が二代吉右衛門を名乗つて相続し、二十人扶持と御用達の役を引継いだとする。初代吉右衛門の代の元禄十年代には鶴岡・酒田で第一の豪商になつていたことは明らかであろう。ただ、初代吉右衛門の代に庄内藩に融通された多額の米金はどのように処理されたのかは記録がなく不明である。

三、二代吉右衛門以後の小野田家

（1）

二代とされる小野田吉右衛門が宝永六年（一七〇九）五月に家督相続し当主になつたことは、荒町肝煎であつた渡会長兵衛の記録⁽³⁶⁾にも、

五月十二日吉右衛門家督専之助奉願被仰付候、後見八十郎

とあつて確認できるが、同人はそれまで専之助と称しており、まだ幼かつたためか、八十郎という者が後見役になつたことが知られる。

早速、宝永七年二月に藩より御用金を命じられた。⁽³⁷⁾ この分は小野田家「先祖勸書」に記されていないようである。同年に庄内藩は宝物の掛軸「潮音堂」や割高台茶碗を千両で質入れしたほどであり、財政難が深刻化したためであろう。⁽³⁸⁾ 鶴ヶ岡で一万九五〇〇両、酒田で八千石、合せて二万七五〇〇両を命じたもので、小野田家が八千両で最高額で他の者を大きく引離していた（表3を参照）。なお、酒田・鎧屋は一三〇〇両の御用金を命じられたものの、全額を出すことができず、四〇〇両を提供しただけで、残りは他の酒田商人に割当てられた。⁽³⁹⁾ 返済は元金に五割の利息を加え六カ年で返済するというものであつた。ついで、正徳二辰年（一七一二）六月付で次のような文書が残されている。⁽⁴⁰⁾

覚

卯ノ納

一、米高九千三百八表 壱斗九升六合貳勺四才

内式千表 御下り御用

同千表

与兵衛殿頼上ヶ

残而六千参百八俵壹斗九升六合貳勺四才

手前より借上ヶ米

右ノ御米辰ノ夏中御借上ヶニ仕候

正徳二辰ノ六月十三日

極申候

表2 宝永5年の御用金

名前	居住地	金額(両)
小野田吉右衛門	荒町	4,000
地主長右衛門	五日町	2,000
芳賀次郎右衛門	一日市町	2,000
伊藤七右衛門	一日市町	1,000
伊勢屋与次右衛門	一日市町	200
猪俣庄右衛門	三日町	200
疋田多右衛門	七日町	100
三丁目弥右衛門	酒田	1,000
粕谷三左衛門	酒田	500
鎧屋惣右衛門	酒田	200
上林七郎右衛門	酒田	200

（注）『鶴ヶ岡大庄屋川上記』下巻P226による。

表3 宝永7年の御用金

(1) 鶴岡

名 前	居住地	金額(両)
小野田吉右衛門	荒町	8,000
地主長右衛門	五日町	2,000
芳賀次郎右衛門	一日市町	2,000
伊藤七右衛門	一日市町	1,500
深沢与惣右衛門	荒町	1,000
芳賀治兵衛	一日市町	1,000
深沢与兵衛	荒町	700
良 悅	一日市町	500
伊藤九郎左衛門		300
伊勢屋与次右衛門	一日市町	300
地主五左衛門	一日市町	300
地主六右衛門	一日市町	300
地主權太郎	五日町	300
伊藤勘右衛門	七日町	200
飯白五兵衛	十日町	200
疋田多右衛門	七日町	200
山村平兵衛		200
奥井善兵衛		200
上野權太郎	荒町	100
葛岡庄右衛門	下着町	100
疋田市郎兵衛	三日町	100

(2) 酒田

名 前	金額(両)
三丁目弥右衛門	1,500
上林七郎左衛門	800
粕谷三左衛門	500
高橋四郎兵衛	500
園部源七	500
鎧屋惣左衛門	400
高橋儀兵衛	400
根上作右衛門	400
鈴木九右衛門	200
伊藤弥次右衛門	200
加々屋多右衛門	200
他16名(予定)	1,400

注(1)『鶴ヶ岡大庄屋川上記』下巻P236.237による。

(2) 地主權太郎、地主六右衛門は「勢州者」とある。

在江戸

杉山七兵衛殿

大場宇右衛門殿
吉田八右衛門殿覚⁽⁴⁾

一見したところ、米九三〇八俵より三千俵を除いた米六三〇八俵余を郡代を通じて藩に貸付けたようである。ところが、右と関連する文書が同じ荒町の豪商深沢与兵衛より小野田家に提出されていた。

一、卯納米千俵と辰夏御米渡り兼候付、上ケ米ニ私名代にて差上ケ申候、元利千百五拾表共ニ式拾五年賦ニ被仰付候、

但シ壹ヶ年分四拾六表宛御公儀様より被下置次第二年々うけ取候者、手前ニ引置不申、急度相渡シ可申候、右之通り
私名代ニ差上ケ申候付、為念如此御座候、以上　但シ年々うけ取ニ不及候

正徳三年巳二月

深沢与兵衛印

同 重兵衛印

小野田吉右衛門殿

「卯納米千俵」とは正徳元卯年（一七一二）の年貢米のこと、「辰夏御米渡リ」は同二辰年夏に家臣などに渡す物成米のことかと思われる所以、藩で正徳元卯年の年貢米が不足して翌辰夏の家臣への物成渡しができないと、深沢家では元米千俵を、利米一五〇俵で、合せて一一五〇俵を二十五年賦、一カ年に四十六俵ずつ受取ることを条件に藩に貸付したが、實際には小野田家が千俵を出したもので、年々返済される米四十六俵は深沢家で受取り次第に小野田家に引渡すことを約束したものと思われる。その点を踏えて、先の正徳二年六月付の文書に戻れば、小野田家でも藩に貸米を行つたものであつたが、単に「手前より借上ケ米」六三〇八俵余ばかりでなく、「（深沢）与兵衛殿頼上ケ」米千俵も、それに藩主の帰国に要する「御下り御用」米二千俵も含めて、合せて九三〇八俵余を小野田家で貸付けたものかと考えられる。

右の件は直接「先祖勤書」に記載がないが、同書には正徳二辰年九月のこととして、

：辰年九月御用道無遅滞相達候ニ付、今度 別段 御目見被仰付候趣、御郡代所吉田八右衛門様被 仰渡、同十月
於 御白木書院 御目見申上候

と、藩主が帰国していたので、郡代吉田八右衛門から別段の御目見が許されたことが伝達されて、城内の白木書院で御目見したとする。他の御用達と一緒に御目見ではなく、単独での御目見ということであろうか。このような別段の御目見はその後も何度があつたとする。

同じ「先祖勤書」によれば、二代吉右衛門の代の正徳三年（一七一三）八月より享保十年（一七二五）十月までの

十二カ年ほどの間での藩への貸米・貸金は表4のような内訳になっていた。そして、合計は、

金メニ万三三七〇両

内四一二二二両二歩五匁 御返済

残金一万九二四七両一步二〇匁

米メニ万八八五〇俵

内六五八三俵余 御返済

残米ニ万ニニ六七俵

となつていた。二代吉右衛門も多額の米金を融通していたのであるが、融通した分の二割程度の返済はあつたものの、その後未返済となつたうえ、後述のように「指上切」になつて返済を求めないことにになつた。⁽¹⁾

さて、正徳三年十月に御用金一万二千両を提供した件は、「内四千両 両年に御返済」で、残り八千両になつていたが、その分の金子預証文が残されている。

表4 正徳3年～享保10年の御用米金

(1) 金子

年月	西暦	金額(両)	内、返済	残金	備考
正徳3.8	1713	560	22両1歩15匁	537両2歩10匁	
正徳3.10	〃	1万2000	4000両	8000両	宝永7年の元利
〃	〃	2300	92両	2208両	正徳2年の元利
〃	〃	210	8両15匁	201両3歩10匁	〃
正徳5.7	1715	4000			
正徳5.12	〃	1000			上京御用
享保元.7	1716	2000			
享保3.5	1718	1300			
計		2万3370	4122両2歩5匁	1万9247両1歩20匁	

(2) 米穀

年月	西暦	米高	内、返済	残高	備考
正徳3.8	1713	3690俵	860俵	2830俵	正徳2年元利
正徳3.11	〃	2200俵	513俵	1686俵余	〃
〃	〃	7254俵	1692俵3斗余	5561俵余	〃
〃	〃	1万1328俵	2643俵余	8684俵	〃
享保7.6	1722	2562俵余	512俵	2050俵	享保6年元利
享保7.8	〃	1639俵余	327俵余	1312俵	〃
享保7.10	〃	177俵余	35俵1斗余	141俵余	
享保10年	1725	1326俵		1326俵	上京御用
計		3万0176俵	6583俵余	2万3593俵	

(注) 小野田吉右衛門家「先祖勤書」より作成

金子預証文之事⁽⁴⁾

金合八千両者

小判

但、寅年用金壹万武千両六年賦ニ借上候内、寅卯両年ニ四千両返済残金

右之金慥預候処実正也、辰之暮より武拾五年賦ニ相頼、辰之暮壹ヶ年分三百貳拾両相渡、残而七千六百八拾両辰之暮より毎冬壹番直段を以代米相定之通返済可申候、何様之儀在之候共、於此金子相違申間敷候、為後日証文仍如件

正徳三年巳十月

久世清右衛門印

(五名省略)

松平武右衛門印

小野田吉右衛門との

庄内藩は、宝永七寅年（一七一〇）に御用金一万二千両を六カ年賦返済を条件に借上げ、同年と翌正徳元卯年の二カ年に二千両ずつ二度返済したが、残り八千両は改めて正徳二辰年の暮より二十五年賦に返済することにして、辰の暮は三二〇両を返済したものの、残り七六八〇両を毎冬一番直段による代米で返済することを約束したものであるが、この証文がそのまま残っているので、ほとんど返済されなかつたことになろう。金子ではなく米で返済されることになつていたことが注目される。

ところで、宝永七年の御用金といえば、同年一月に命じられた御用金八千両との関係が問題になる。この場合、五割の利足だったので、元利合せて一万二千両ということになり、しかも六カ年賦返済の約定であつたことを考慮すれば、御用金八千両に利足四千両を加えた分を正徳三年十月に改めて金額八千両の証文に改めたものと判断される⁽⁴⁾。

表4の貸金・貸米は、右の金八千両の件を除けば、小野田家文書に残されている証文で検討すると、大体前年に融通し、その暮に一部返済を受けたうえで、翌年改めて預証文にしたものであつたと判断される。しかも、その額面の米や金子

には次に示すように利足の分が含まれているようである。表4の数値には利足の分だけ多く記されていることになる。

なお、小野田家文書に残されている証文の中には、例えば、正徳二辰年に米合三六九〇俵を庄内藩が大黒屋六左衛門という者から借用し、一部を同年暮に返済したうえ、翌三年巳八月に証文にしたものも含まれている。⁽⁴⁵⁾ このような他人宛の証文が何通か小野田家文書の中に残されているが、故小野田新吉氏は、前に紹介した荒町深沢家の場合とも併せて、「他の人名宛不審ナレトモ、是ハ自分名代ニテ差上米、実ハ小野田吉右衛門もの故・大黒屋、地主、叶屋等ヘ名代勤メラセシ事明白ナリ」⁽⁴⁶⁾と、大黒屋等は名目上であり、実際には小野田家で貸米したものとみている。その通りとすれば、表4のほかに他人名義での貸金・貸米があつたことになる。

注目されるのは小野田家文書に残る貸米の証文は、大体「蔵米預申事」という表題になつていていたことである。多くが一回に額面二千俵程度から一万一千俵余の預証文であつたことを考慮すれば、農民などから買い集めた米とは考えにくく、おそらく藩の物成米を買い付けたもので、そのまま藩の米蔵に預けておくなどしたものを貸付けたのではなかつかと考えられる。その点からみても、小野田家は藩の物成米の大量買付けなど米商としても活動していたものと推測される。

それにしてもしばしば多額の米金を藩に貸付け、一部返済はあつても、多くが返済されなかつたことは、その後の小野田家の商売にも大きな打撃を与えることになつたと思われる。

(二)

同じ荒町の豪商で庄内藩御用達であつた深沢与兵衛家の「先祖勤書」⁽⁴⁷⁾に、年月は明記されていないものの、正徳年間（一七一一～一六）の頃のこととみられるが、

一、御用向被・仰付候節、差闇之儀有之候而者恐入奉存候付、小野田吉右衛門・深沢与惣右衛門同道仕、最上筋懇意之者江当分為才覚罷越度趣申立候所、心妙之至和候段被・仰渡、三ツ星御印御免被成下付來申候、都而旅行之節 御名内自分名前ニ而往來仕、御郡中江御用ニ付罷出候節者、御伝馬御指紙被下置候

とあり、庄内藩より御用金を命じられた際、万一手持の米金がなくて応じられなくては申訳がないので、深沢与兵衛は同じ荒町に居住する小野田吉右衛門や同族で豪商の深沢与惣右衛門と一緒に、懇意にしている豪商の者に融通を頼みに最上に赴きたいと藩に願い出たところ、神妙の至りであるとして、特別な者だけに許されている三ツ星の印符の使用が許可されたし、旅行の際には庄内藩の家臣という名目で往来できるし、領内においての御用の時には伝馬の使用も許可されたとする。

尾花沢の豪商鈴木八右衛門（清風）や大石田の豪商設樂多左衛門からはすでに宝永元年（一七〇四）に、主に酒田商人を取次に庄内藩は多額の米を借用していた。⁽⁴⁸⁾ 同四年の富士山噴火に伴う東海道普請の御手伝の時にも鈴木家から借金していた⁽⁴⁹⁾。それに対し、山家村（天童市）の山口家からは正徳三年（一七一三）に米を借用している。⁽⁵⁰⁾ またやや後の享保九年（一七二四）には西里村（西村山郡河北町）の豪商和田兵左衛門から借金をしていた⁽⁵¹⁾。年代などからみて右のうち山口家からの借米の件が小野田吉右衛門ら三人の最上行きの「成果」だった可能性があろう。右の三人による最上行の件は単に豪商の面目というだけでなく、藩の御用達としての責任感からの行動であつたと思われる。

正徳六年四月、藩主酒井忠真の生母東陽院が江戸で死去したので、城下鶴ヶ岡の主な町人に對し忌中に月額を剃ることを禁じた。町大庄屋二名、町年寄三名、御米宿四名、御使者宿一名、吳服所一名と共に、

御用金指上ヶ申候御用聞小野田吉右衛門（荒町）・深沢与兵衛（荒町）・地主長右衛門（五日町）・猪俣庄左衛門（三日町）・伊藤七右衛門（一日市町）

と、御用聞（御用達）の五名も含まれていた。⁽⁵²⁾ 町年寄の芳賀次郎右衛門も御用達であつたとみられるので、この時点で

御用達は六名であつたといえる。当時、小野田家は御用達筆頭として遇されていたようである。御米宿の三日町林太郎兵衛家も程なく御用達を命じられたのであるが、享保十六年（一七三一）に藩より命じられて最上・白岩（寒河江市）に行き才覚金を調達している。⁽⁵³⁾

享保十年二月に鶴ヶ岡商人八名が連判して次のような誓約書を作成していた。

覚⁽⁵⁴⁾

今度被仰付候御用 人々前金高者不及申ニ仲間評定之趣、縦親子兄弟ニ成とも他言ニおるてハ可蒙神罰者也

享保十年 小野田吉右衛門花押 地主長右衛門花押

巳二月廿日 深沢与惣右衛門花押 伊藤七右衛門^(印)

芳賀次郎右衛門花押 いせ屋与次右衛門花押

猪俣庄左衛門花押 林 太郎兵衛花押

正徳六年の御用達の名前と大体共通することから、この八名の商人は藩の御用達であつたとみられる。御用に応じて融通した金額・条件や仲間の評定での内容などについて、たとえ親子や兄弟という親しい間でも他言しないことを神文に近い形で誓約したものである。やはり小野田家は御用達筆頭の地位にあつたとみられる。

小野田家「先祖勤書」では、二代吉右衛門は寛延三年（一七五〇）正月に病死したので、その子とみられるが、やはり吉右衛門と名乗り三代当主となつた。二十人扶持と御用達の地位を引継いだ。

やはり「先祖勤書」では、宝暦十年（一七六〇）九月のこととして、城中に呼び出され、家老や諸役人が列席のうえで、藩主の「御意」として次のように申渡された。

近年御物入打続、其上大坂為御登米年々御壳損有之、御借上金過分之金高相成、御利足等只今迄之趣ニ而者、末々御

相続難計思召、依之江戸・庄内御借上金之分、此末利足五分ニ被成御頼、元金之分者年々米直段善惡ニ依、段々御返済可被遊之由被仰渡候付、早速御請申上候

と、財政状態がいよいよ悪化し、借上金が過分の金高になつて、これまでのように利足を払つていては、早晚行詰まつてしまふとして、江戸と庄内での借上金について利率を年五分に引下げ、元金の方は米値段次第で段々返済すると、藩主の「御意」として一方的に申渡されたのであつたが、小野田家では早速同意したとする。藩主酒井忠寄は幕府老中を勤めていたが、一層財政状態が悪くなつていた。ただ、小野田家の場合、少なくとも正徳三年（一七一三）十一月に証文とした貸米三口の分は二十五カ年賦返済ということであつたが、約定通りに返済されたのはいずれも享保四年（一七一九）までの八カ年のうち五カ年であつたし、その後も享保六年は約束の半分、翌七年は同三分の一が返済されただけで、以後は全く返済されなかつたようである。他の貸金などは一カ年分程度返済されたに過ぎなかつたようである。従つて、右のように藩より一方的な申渡があつても、小野田家にとつて実際にはほとんど影響がなかつたといえる。なお、宝暦十三年（一七六三）十二月にも、藩の会所で家者や諸役人列席のうえで、五分利足の分の支払いの三、四カ年差延べが申渡されたし、明和三年八月にも同様に五分利足の三、四カ年繰延べが申渡された。⁽⁵⁾ 小野田家にとつてはやはりほとんど影響がなかつたはずである。

宝暦十年（一七七〇）九月の時点で、鶴ヶ岡町人のうち、御用達とみられる人たちの御目見の順番は次のようであつた。⁽⁶⁾

小野田吉右衛門、地主長右衛門、深沢与惣右衛門、深沢与兵衛、竹岡八右衛門、森井治兵衛、平田太郎右衛門、疋田多右衛門、風折与治右衛門、奥井長兵衛、林太郎兵衛

この時点では、御用達は十名ほどになつていたようであるが、小野田家がなお筆頭の地位にあつたとみられる。

その頃の当主吉右衛門は田龍の雅号で俳人としても活躍した。⁽⁵⁵⁾

しかし、小野田家が御用達という名に相応しい活動ができたのは、せいぜいこの時期までで、その後は御用達の地位に留り御目見も許されていたものの、ほとんど名目だけとなつた。

四、近世後期の小野田家

近世後期に入ると、小野田家の商売は振わなくなつた。以下、衰退期にあつた小野田家のことを記すことにしよう。

明和六年（一七六九）四月末のこと、

一、小野田吉右衛門及困窮候ニ付、御米千表⁽⁵⁶⁾押借之儀御郡代江相願候ニ付申候所、御時節柄ニ候へ共、前々より大分ニ米金差上候者ニ候間、御金三百両十五年賦⁽⁵⁷⁾押借被仰付候…

というように、小野田家が困窮したので、藩の郡代所に米千俵の押借を願つたところ、これまでの「功勞」が認められて、財政難の中⁽⁵⁸⁾で十五年賦返済の条件で金三百両の押借が許されたのであつた。同年五月に、小野田家は所有する屋敷のうち、表口四間・裏行二十五間で土蔵の建つていた地所を代金五十両で荒町・真島藤右衛門に売つた。⁽⁵⁹⁾

庄内藩は財政の建直し、農村の復興などのため寛政七年（一七九五）に寛政改革を実施したが、同九年六月のこと、中老の日記に⁽⁶⁰⁾

一、御郡代申聞候、小野田吉右衛門先年御用米金莫代⁽⁶¹⁾ニ指上候者ニ付、當時武十人御扶持被下置候、指上候金高壹万八千九百廿七両上切り之分也、米ハ貳万三千六百九十壹俵、是も上切之分也

但し被⁽⁶²⁾下候、今度寸志上候者へ御ふち被下候沙汰ニ付、文大夫手扣為見候也

と、前々より藩に米金を貸付けてきた町人に扶持米を与えてきたが、今度の改革に際し、米金の指上げ切りに応じた者にだけ、以後も扶持米を与えることにしたため、小野田家でも金一万八九二七両と米二万三六九一俵を指上げ切りしたもので、その代わり引続き二十人扶持を与えることになつたとするものである。つまり、以後藩への貸米・貸金はないことになつたわけである。なお、表4と若干数字が違つてゐる。返済された分が少しあつたのであろうか。指上げ切りを断つたとしても、貸した米金は元利とも返済されることは期待できなかつたのであり、そこで小野田家としては指上げ切りに応じ、二十人扶持（年に玄米三十六石ほど）を確保することにしたものとみられる。

文化三年（一八〇六）三月に江戸藩邸二カ所が類焼したので、鶴岡町奉行所は主な町人に御用金・才覚金を命じたが、小野田家の名前は見当らない。⁽¹³⁾ 小野田家は経済的に困難な状態が続いたようで、文化二年（一八〇五）三月には町用金の方から、

文化二丑三月貸付

一、元金拾八両 小野田吉右衛門

利足壱両三歩五匁滞

と、金十八両を借用したが、数年の間は利足の支払いすらも滞つた。⁽¹⁴⁾ その後、文化七年頃から二両ずつ、後文政三年（一八一〇）になつて一歩ずつに減じてもらつて、ほぼ順調に返済していつたようである。⁽¹⁵⁾

文化十一年（一八一四）八月に荒町が残らず焼失する大火があつて、小野田家も居宅・長屋・物置などが焼失した。「先祖勤書」によれば、

…拝借奉願候處、先祖吉右衛門より数年来莫太之御用向相達、不一方旧功有之次第、達御聴御感悦被為思召、格別之御愛憐を以、御米百表⁽¹⁶⁾被下置、其上御金百両拝借無利足拾ヶ年賦上納被仰付、其後上納仕候と、藩に拝借金を願つたところ、「旧功」が認められ、米百俵を下付されたうえ、無利足十カ年賦返済という条件で金

百両の拝借を許された。その後返済も行つたとする。ただ、実際には、やや事情があつて、

一、金百両 今度拝借金

但旧借金上納、残七拾両之口共ニ当年より五ヶ年差延、六ヶ年目卯暮より一ヶ年拾両宛、拾七ヶ年上納之積(65)と、旧拝借の分の残金が三十両ほどあつたので、その分が差引かれて、残金七〇両を拝借したが、五ヶ年差延べたうえ、六ヶ年目より十両ずつ上納する約束となつていた。以前にも藩から金子を拝借していたわけであつた。

文政元年（一八一八）暮に小野田家は家屋敷・長屋を抵当にして、一日市町の秤屋（疋田）市郎右衛門より金六〇両を借用したが、二年後に金二十三両を追加借りして、合せて八十三両となつた。⁽⁶⁶⁾ 利率は年一割二分だつたようである。その頃には外にも少なくとも八名から四十数両の借金があつた。⁽⁶⁷⁾ 文政三年六月の「鶴岡荒町戸籍人別帳」では、屋敷は一軒半役で最盛期の半分近くになつていた。当主吉右衛門は五十七歳で御用達と荒町長人を勤めていた。家族は妻と娘夫婦の四人であつたが、他に男の召仕一人がいた。この状況から、すでに小野田家は豪商と呼ぶほどの商人の姿ではなくなつていたことがうかがえよう。味噌や酒の醸造の仕事も順調でなかつたのであろう。そして、一旦醸造をやめることになつたようである。

天保四年（一八三三）は大凶作だったので、翌五年のことであろうが、小野田家も困窮者に對して施行をしたとして、五年十二月に奇特であるとして称譽のため扇子三本が与えられた。⁽⁶⁸⁾

天保十一年十一月の三方領知替の一環として庄内藩酒井家は越後・長岡への転封を命じられたが、その際他の豪商の多くと同様に、小野田家も町大庄屋を介して次のような長岡への御供願いを行つた。

乍恐以書付奉願候(69)

私先祖吉右衛門儀御当地罷在、六代先吉右衛門儀百四拾壹年以前元錄(70)拾三辰年より御用相勤、御扶持方被下置、数代連綿仕、年来蒙御高恩難有仕合奉存候、依之奉願候、今度長岡江御所替被為蒙仰候付、御供被仰付被下置、御用之

儀何成共被仰付被下置度奉存候、右奉願候通被仰付被下置候者難有仕合奉存候、此段宜様被仰上被下度奉存候 以上

子十一月

小野田吉右衛門

河上四郎右衛門殿

宇治勘助殿

数代にわたり御恩を蒙つたとしてのことであるとする。長岡転封の件が翌年七月に中止となつたので小野田家の「先祖勤書」では代つて、

右恐悦ニ付、為冥加寸志米百表差上申候処、為御称誉三ツ組御盃台共並扇子式本被下置候；
と、恐悦のため寸志米百俵を献じたので称誉として三ツ組の盃などが与えられたとする。右の長岡転封の中止が主として庄内領民の反対運動の結果だつたことに対する報復的な措置として、庄内藩は天保十四年（一八四三）六月に印旛沼疏水工事の御手伝いを命じられたが、「先祖勤書」によれば、その際小野田家は才覚金百両を命じられた。年中五分の利付の資金であつた。その外に、翌弘化元年十二月に御用金三十一両二歩を三カ年で上納するように命じられた。ところが、三ヶ月ほどで工事が中止になつたためであろうが、二年後の弘化二年（一八四五）七月に才覚金のうち八〇両が返済されたともする。他方、藩よりの米金の拝借も何度も行われた。

荒町真島藤右衛門家の記録に、嘉永元年（一八四八）九月のこととみられるが、

一、小野田吉右衛門殿より被頼、先納方役所へ加判
但し、元金百両也、此引当、
十ヶ年賦也

と、真島家の加判で小野田家は藩の先納方役所より金百両を拝借したが、同三年三月には、
百五十両先納方より小の田拝借、右引当田地証文（中略）

メ三枚かし、かわり家敷証文預証文

と、先の百両を含んでのことであろうか、小野田家が先納方より金一五〇両を拝借したが、その際の引当田地の証文三枚は真島家で貸したものであった。小野田家は引当にすべき田地などを当時所持していなかつたわけである。その代わりに真島家は小野田家の家屋敷証文を預かつたのであつた。ところが、嘉永五年になると、真島家の記すところでは、⁽²²⁾ 嘉永五歳小野田ノ家大借相成、当人隠居致し、家立難相成、右百五十両損掛られ候ニ付、嘉永六丑正月先納方より借方ニ直シ

と、小野田家の借財が嵩み、七代とみられる当主は二十代の青年であつたが隠居し、家が存続し難いような状態にあつて、先納方より拝借した一五〇両も返済不可能のため、結局真島家で返済することになつたとしていると思われる。その代わり、小野田家の居屋敷は真島家に引渡されたが、公式には安政二年（一八五五）二月のことであつた。⁽²³⁾ 酒造・味噌造も一旦中止したものであろう。それより先、嘉永三年（一八五〇）十月に小野田家は郡代所に次のような酒造米拝借の願いをした。

御米拝借仕候
事⁽²⁴⁾

一、御米二百表⁽²⁵⁾ 七ツ御蔵米札

右之御米拝借仕候処実正御座候、右御米之義者私儀難渉仕、酒造行届兼候ニ付奉願候処、格別之御憐愍之御沙汰を以拝借被仰付難有仕合奉存候、尤上納之義ハ來亥六月中酒田御蔵米札を以急度上納可仕候、若當人何様之儀御座候共、加判之者弁上納可仕候、為其証文奉差上候 以上

嘉永三年 小野田吉右衛門^(印)

戌十月

加判

山田弥十郎^(印)

証判（三名省略）

添判

高橋省助印

御郡代所

経済的に難渋し酒造米の確保が困難のため、町奉行・町大庄屋の保証を受けて藩より米三百俵を拝借したもので、翌四年六月に返納する約束であつた。ここまでは何とか酒造を続けていたことが知られる。しかし前述の真島家とのことから、家屋敷を手離すことになったので、嘉永六、七年頃には一旦酒造業を廃止したことが考えられる。酒造株及び酒造道具も手離したとみられる。ただ、安政三年（一八五六）十月とみられるが、再び米二百俵の拝借を願い出ているが、^遠今度は酒造用とは明示されていないし、許可されたかも不明である。年代不明であるが、幕末頃の鶴ヶ岡の糀屋連中と味噌屋連中の名前を記した記録がある。^元糀屋連中二十二軒の中に吉右衛門の名前があり、あるいは小野田家のことかと思われる。しかし、味噌屋連中十九軒の中には小野田家の名前はない。酒造と同様に味噌造りも廃止したのであろう。

二十代前半で隠居した七代当主吉右衛門の後に養子良助が家業を継いだが、養父よりも七才年上であつたのであり、家の建直しのためにこのような異例な養子縁組となつたのであろう。

そして、安政五年十一月に小野田家八代当主となつた小野田良助が川越多七という者より酒造株一本と酒造道具一式を代金一三〇両で譲受けたので、翌六年より酒造りを再開するつもりだつたようである。^元予定通りに酒造業を再開したこととは安政六年五月の「鶴ヶ岡七日町戸籍人別帳」^元に、

日向孫右衛門抱地名子

御用達

一、武軒役

酒屋

小野田良助家

とあることから確認できる。小野田家は荒町を離れて七日町に借屋ではあつたが二軒役という広い屋敷で酒造を再開し

たものであつた。ところが、二年後の文久元年（一八六一）冬の「大山名酒呑相撲」という番付に、前頭に菊川良助の名前があり、また慶応元年（一八六五）に大山の小野田良助が蝦夷地の浜増毛に開店し、大山酒三千樽を買入れる約束をしたので、七日町居住はわずかであつたわけである。そして、明治五年（一八七二）にも大山村の造酒屋の中に小野田良助の名前があり⁽²⁾、小野田家はついに鶴ヶ岡の地を引払つて、酒造業の盛んな大山村で酒造を行うとともに、蝦夷地へ進出して、家運を盛り返そうとしていたのであつた。しかし、一二三年で蝦夷地も引払つたとみられるし、大山での酒造はそれほど長いことではなかつたようである。その後の小野田家の動静はあまりはつきりしない。

結び

本稿は、近世中期の元禄～享保年間という時期に庄内第一の豪商であつた鶴ヶ岡荒町小野田吉右衛門家について、主に御用達として庄内藩への米金の融通の面について述べたものである。

ここでは、本稿を記述する中で感じたことを数点挙げて結びとしたい。

第一に、近世中期の庄内の豪商といえば、従来は井原西鶴『日本永代蔵』で北の国第一の米の買入れをする大問屋と紹介された鎧屋惣左衛門など、湊町酒田の問屋商人を思い浮べてきたといえるが、実は今回紹介した小野田吉右衛門をはじめ、地主長右衛門、芳賀次郎右衛門、そして林太郎兵衛など城下町鶴ヶ岡の方にこそ有力な豪商がいたと思えることである。その後酒田に本間家が登場し、鶴岡と酒田で逆転したと考えられる。

第二に、従来は西廻り航路の整備により、交易が盛んになつて急激に発展した酒田の経済活動の活発さが城下町鶴ヶ岡にも波及したというように考えられてきたといえるが、何よりも元禄期を中心にして庄内農村に急速な生産力の発展があり、それがまず城下鶴ヶ岡に及んで、城下住民の生活水準の向上があつたうえで、庶民を主たる御得意とするところの新興商人の台頭があつたとみるべきである。味噌製造・販売を家業としていたと伝えられる小野田家が豪商に発展する

ことができたのも、自給性の強い味噌を城下住民の生活が向上した結果として自家製ではなく購入するようになつたためであろう。

第三に、農民の負担は基本的に所持する田畠に賦課される年貢であり、種々の雑税などが加わったとしても、負担には一定の限度が設けられていた。それに対し鶴ヶ岡や酒田の町人の場合、所持する屋敷の広さに応じて課される伝馬、諸人足などの町役はあつても、商業活動やそれによつて得られた利益に課される営業税・所得税のような税はなかつた。一見、農民に比べ町人の方が負担が軽かつたようと思える。しかし、年々定まつた税がなかつたことで、かえつて御用金、才覚金、寸志金などの名目でしばしば多額の米金を提供させられ、名目は一応貸金・貸米であつても、藩の極度の財政難のもとではほとんど返済されなかつたために、豪商の多くも早晚商業活動・金融活動を衰退させて行くことになつた。近世中期には地主小作関係の形成が不十分で、その分豪商の田地投資も手作り程度の範囲にとどまつたことが、小野田、家などは酒田・本間家のように地主的な側面を併用することができなかつたとみられる。

第四に、庄内藩の城下鶴ヶ岡に居住する商人にとつて、藩への貸金・貸米における利足の引下げや支払の延期、さらには貸米・貸金自体の「差上げ切り」などの一方的な申渡があつても断ることができなかつた。殊に藩の物成米の払下げに関わりを持つような豪商にとつては、御用金等の要請に応じることが物成米の安定的な払下げの保証になつていたと思われ、やむをえず貸米・貸金に応じることになつたわけである。

大体以上である。

註

- (1) 村上直他編『日本近世史研究事典』(一九八九年初版) 所収「都市論の展開」
- (2) 『山形市史』中巻(昭和四十六年刊)第三章第二節「山形商人の成長」など
- (3) 『新庄市史』第二巻(平成四年刊)第八章「城下商人の活躍」
- (4) 『米沢市史』第二巻(平成三年刊)第二章第二節3「城下町上層商人の活躍」など
- (5) 『鶴岡市史』上巻(昭和三十七年刊)第六章第六節「鶴岡町人の系譜と諸商売」
- (6) 『金屋・風間創業二二〇年史』(平成十二年刊)
- (7) 小野田家についてはすでに拙稿「江戸時代中期の豪商I 荒町小野田吉右衛門」(『鶴岡タイムス』第一六一号、第一六五号、第一六九号)で簡単に紹介した。
- (8) 鶴岡市郷土資料館小野田家文書
- (9) 『鶴岡市史』上巻五四八頁
- (10) 『筆餘附録追加』巻二(鶴岡市郷土資料館)、カッコ内は割注である。
- (11) 小野田新吉「宗家小野田吉右衛門様御所持之書類之写」(鶴岡市大西町小野田氏所蔵)
- (12) 小野田新吉氏による(「一札」小野田家文書)。
- (13) 「覚」(小野田家文書)
- (14) 『鶴ヶ岡大庄屋川上記』上巻七二頁、傍点は筆者による。
- (15) 『鶴ヶ岡大庄屋川上記』上巻二八〇頁
- (16) 『鶴ヶ岡大庄屋川上記』上巻二九五頁～三〇〇頁
- (17) 『鶴ヶ岡大庄屋川上記』下巻九頁
- (18) 大西町小野田氏の御教示による。
- (19) 宝曆十年四月「御田地帳」(大西町小野田氏所蔵)添付の横折
- (20) 鶴岡市郷土資料館宇治家文書、『鶴ヶ岡大庄屋宇治家文書』上巻二七四頁

(21) ↗ (23) 『鶴ヶ岡大庄屋川上記』 一二七頁 ↗ 一二九頁

(24) 小野田家文書

(25) 後述のように扶持米給与は宝永元年のこととも考えられる。

(26) 「先祖勳書」は町大庄屋を介して藩に提出されたはずで、記述は確かな文書によつて記載されたとみられる。

(27) 「大塚宇大夫筆記」(『雞肋編』下巻)、『酒田市史史料篇』(三) 一二一・一三三頁

(28) 『酒田市史史料篇』(三) 一二二頁
〔後退〕

(29) 「□□家勤功録」(鶴岡市郷土資料館)

(30) 「紀綱雜誌」(『閑散文庫』下巻)

(31) 『鶴ヶ岡大庄屋川上記』下巻一二八頁、なお町名は筆者による。

(32) 宇治家文書

(33) 享保四年写『元禄九年鶴岡城下大絵図』

(34) 〔35〕『鶴ヶ岡大庄屋川上記』下巻一二六・一二七頁

(36) 「御用諸扣」(鶴岡市郷土資料館)

(37) 『鶴ヶ岡大庄屋川上記』下巻一二六頁

(38) 鶴岡市史編纂会『莊内史年表』一二七頁

(39) 『鶴ヶ岡大庄屋川上記』下巻一二七頁

(40) 小野田家文書

(41) 小野田家文書

(42) 寛政八年三月ヨリ「日記」(鶴岡市郷土資料館竹内家文書)

(43) 小野田家文書

(44) 拙稿「江戸時代中期の豪商I荒町小野田吉右衛門」では、宝永七年の金八千両と正徳三年十月付の金一万二千両を別個のものとみなしたが、検討が不十分だつたといえる。

(45) 小野田家文書

(46) 「宗家小野田吉右衛門様御所持之書類之写」

(47) 鶴岡市郷土資料館奥井家文書

(48) 鈴木家は致道博物館酒井家文書、設楽家は奥井家文書である。

- (49) 〔『鶴ヶ岡大庄屋川上記』下巻二二六頁
 (50) 「酒井左衛門佐蔵米預り年賦証文」(国立史料館山口家文書)
 (51) 「先納金預候事」(奥井家文書)、和田家の分は返済をめぐつて事件が起つたようでもある(横清哉「和田兵左衛門家の大
 名貸し」、「西村山地域史の研究」第八号)。
 (52) 〔『鶴ヶ岡大庄屋川上記』下巻二四三頁
 (53) 「御米宿林家勤書」(鶴岡市郷土資料館)
 (54) 小野田家文書
 (55) 「蔵米預申事」(小野田家文書)
 (56) (57) 小野田家「先祖勤書」
 (58) 「□□家勤功録」
 (59) 〔『鶴岡市史』上巻七三五頁
 (60) 〔『鶴ヶ岡大庄屋宇治家文書』下巻七一頁
 (61) 〔『壳渡屋敷証文之事』(鶴岡市郷土資料館真島家文書)
 (62) 〔『鶴ヶ岡大庄屋宇治家文書』下巻七一頁
 (63) 宽政八年ヨリ「日記」(竹内家文書)
 (64) 享和元年霜月ヨリ「公私用扣」(鶴岡市郷土資料館野坂家文書)
 (65) 文化五年二月「御町用金貸付名前書上帳控」(宇治家文書)
 (66) 小野田家文書に年賦返済の受取書が多数残されている。
 (67) 文化十一年十二月「覚」(小野田家文書)
 (68) 「増金添証文之事」(小野田家文書)
 (69) 「借用金之覚」(小野田家文書)
 (70) 鶴岡市郷土資料館文書
 (71) 称誉状(仮題)、小野田家文書
 (72) 小野田家文書
 (73) 天保十三年四月「御田地帳」
 (74) 天保十三年「荒町軒敷御水帳」(鶴岡市郷土資料館)

(75) 小野田家文書

工藤珉右衛門「諸用控」二（写本、鶴岡市郷土資料館）

明治二年六月「御町大庄屋並席格御用達御町年寄並御用達宗門人別御改帳」（鶴岡市郷土資料館）

〔覚〕（小野田家文書）

〔81〕 鶴岡市郷土資料館文書

〔80〕 〔82〕 鶴岡市郷土資料館文書

〔83〕 〔82〕 〔83〕 〔83〕

〔大山町史〕二五九・二六〇頁

〔大山町史〕四九六頁

〔追記〕 小野田吉右衛門家は城下鶴ヶ岡郊外の道形村（鶴岡市道形町）に宝永五年（一七〇八）時点で田地七反三畝歩余（高八石二斗余）を所持していた（「堂形村御水帳反別」道形町内会長保管文書）。荒町からは比較的近かつたので、手作するのには都合が良かつたはずである。